

世田谷区 交通まちづくり通信

第2号

～交通まちづくり基本計画（中間見直し）・交通まちづくり行動計画
（令和2年度～令和6年度）の策定～

発行：令和2年4月1日 世田谷区 道路・交通計画部 交通政策課

交通まちづくり基本計画（中間見直し）を策定しました！

本計画の全文は、区政情報センター（世田谷区民会館内）、総合支所区政情報コーナー、総合支所区民窓口・出張所・まちづくりセンター、図書館、区のホームページ（下記）でご覧になれます。
<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/007/001/d00184578.html>

交通まちづくり基本計画・交通まちづくり行動計画とは？

「世田谷区交通まちづくり基本計画」は、区の将来像を展望しつつ、誰もが安全で快適に移動できる交通体系や交通サービスの確立を目指して、区の交通に関わる施策の基本方針として策定するものです。

また「世田谷区交通まちづくり行動計画」は、交通まちづくり基本計画の実現に向けた具体的な取り組みを示すものです。

交通まちづくり基本計画の中間見直しについて

世田谷区では、平成14年（2002年）9月に「世田谷区交通まちづくり基本計画」を定めて以降、改定を重ねてきました。平成27年度（2015年度）には10年後の令和6年（2024年）を見据えた、新たな「世田谷区交通まちづくり基本計画」を策定し、その具体的な取り組みを示した「世田谷区交通まちづくり行動計画」を平成28年（2016年）6月に策定しました。

この交通まちづくり基本計画を策定してから5年が経過したことから、社会情勢の変化、関連上位計画の動向、施策・事業の進捗状況などを踏まえ、交通まちづくり基本計画の中間見直しを行い、後期行動計画と合わせて、策定しました。

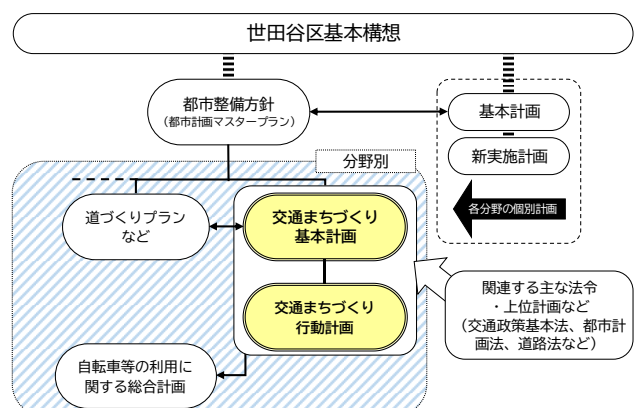
中間見直しのポイント

- ①法令や国・都の上位計画との整合を図ります。
- ②超高齢社会の到来を見据え、高齢者や障害者、子育て世帯などをはじめ、誰もが円滑に移動できるような交通環境づくりに取り組みます。
- ③公共交通不便地域対策などにおいて、区民、交通事業者と連携した取り組みを進めていきます。
- ④近年の交通をとりまく技術（ICT（情報通信技術））などの進展に対応していきます。

交通まちづくり基本計画・交通まちづくり行動計画の位置づけ

「世田谷区交通まちづくり基本計画」は、世田谷区街づくり条例（平成7年（1995年）条例第17号）第10条を根拠とし、「都市整備方針」に定める街づくりに関わる目標を実現するため、分野別整備方針・計画として策定するものです。

また「交通まちづくり行動計画」は、上記「交通まちづくり基本計画」に示されている各施策について年次ごとの実施事業の内容を具体的に示すものです。



交通まちづくりの理念、目標、方針

様々な交通手段を活用し、誰もが快適に移動できる持続可能な交通を実現するため、区の交通まちづくりの理念を、「誰もが快適に安全・安心な移動ができる世田谷～様々な交通手段を活用した、区民が参画する交通まちづくり～」と定めます。

この理念のもとに、3つの目標と6つの方針を定めます。3つの目標に優先順位はなく、それぞれが相互に関係しています。また、これらの方針のもとで、各施策を進めていきます。

理念

誰もが快適に安全・安心な移動ができる世田谷
～様々な交通手段を活用した、区民が参画する交通まちづくり～



3つの目標、6つの方針

目標1：便利で円滑な移動

方針 1.1：交通ネットワークの充実

- ・鉄道やバス、タクシー等の交通ネットワークの充実を図り、誰もが利用しやすい交通体系の実現を図ります。

方針 1.2：誰もが移動しやすく、人々の交流を促進する交通環境の確保

- ・誰もが気軽に移動できるよう、交通機能の充実やユニバーサルデザイン化を推進し、移動環境の向上を図ります。

目標2：安全・安心な移動

方針 2.1：歩行者と自転車の移動環境の確保

- ・安全な歩行空間や自転車通行空間の確保により、歩行環境や自転車利用環境の向上を図ります。

方針 2.2：交通安全啓発の推進

- ・誰もが安全・安心に移動できるように、交通ルールの遵守やマナーの向上を図り、交通安全啓発を推進します。

目標3：環境に配慮した移動

方針 3.1：環境負荷の低い交通手段の利用促進

- ・自家用車への過度な依存を減らすため、環境負荷の低い公共交通、自転車、徒歩などの交通手段の利用促進を図ります。

方針 3.2：自動車交通における環境負荷の軽減

- ・自動車によって生じる環境負荷を軽減するため、円滑な自動車交通の確保や環境に配慮した次世代自動車の普及を図ります。

交通まちづくりを推進するための視点

交通まちづくりの目標の実現に向けて、以下の3つの視点で取り組みます。

この視点は、交通まちづくりの取り組み全体に関わります。

- 区民の参画：区、交通事業者、区民がそれぞれの役割を踏まえ、知恵や力を出し合い協力・連携します。
- ユニバーサルデザイン：誰もが快適に安全・安心な移動ができるように配慮します。
- 災害時への対応：災害時も考慮して、交通事業者や区民と協力・連携して進めます。

【方針 1.1】 交通ネットワークの充実

<施策内容の例>

■鉄道駅の利便性の向上

- ・鉄道駅とその周辺地域とを結ぶバスや自転車などの利用環境や歩行空間の整備、駅前広場の整備などを推進します。
- ・あわせて乗換案内の提供やマップの作成など、分かりやすさに配慮した整備を進めます。

■バス路線網の充実

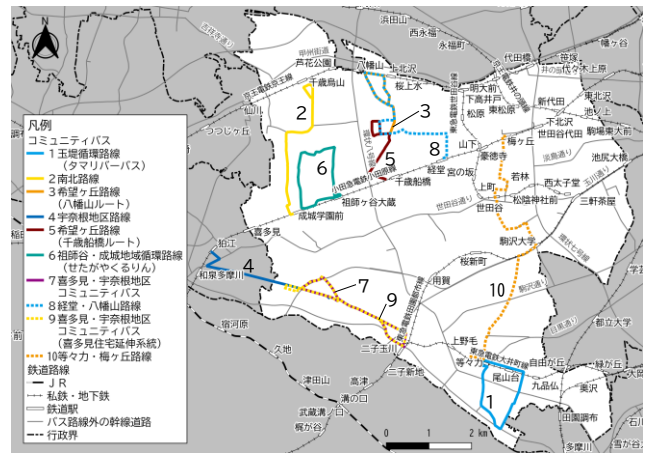
- ・バス事業者と連携し、新規路線の導入・既存路線の活用について検討を進めます。
- ・バス事業者や交通管理者などと連携して、バス利用環境（バス停留所や道路など）の安全性確保のため、必要な環境改善に取り組みます。

■バス路線維持に向けた取り組みの推進

- ・バスサービスの維持・向上に向けて、バス事業者と連携して区民に対する利用促進PRを行います。

■タクシーの利便性の向上

- ・タクシー事業者と連携し、ICT（情報通信技術）などを活用したタクシーの利便性向上に繋がる取り組みや、サービスの質の向上を図る取り組みについて、働きかけを行います。



区のコミュニティバス路線

【方針 1.2】 誰もが移動しやすく、人々の交流を促進する交通環境の確保

<施策内容の例>

■ユニバーサルデザインによる公共交通の取り組みの促進

- ・世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例に基づき、鉄道駅のバリアフリー経路確保とあわせ、鉄道駅のホームにおける旅客の転落防止対策（ホームドアなど）の整備を進めます。

■地域の交通の拠点の充実

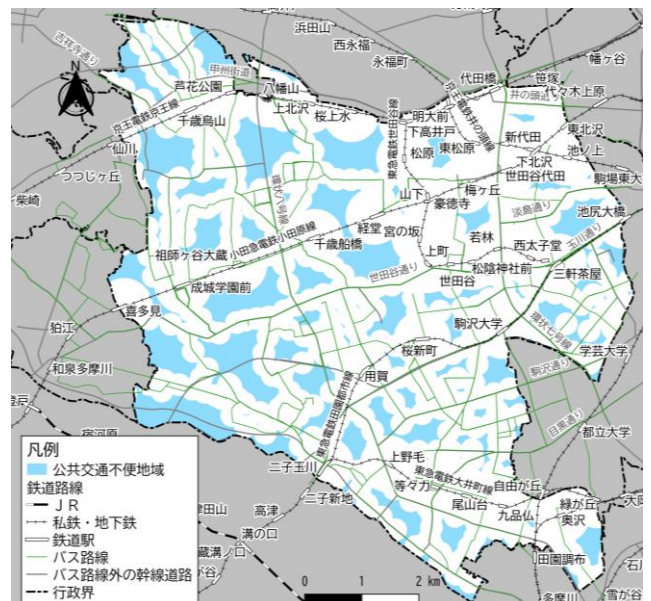
- ・「世田谷区都市整備方針」において、「広域生活・文化拠点」として、全区的な「核」とすると同時に、本区を越えた広域的な交流の場として位置づけられている、三軒茶屋、下北沢、二子玉川駅周辺地区の3地区について、各地区の街づくりとあわせて交通の拠点としての充実を図ります。

■コミュニティサイクル・レンタサイクルの活用・充実

- ・「がやリン」の普及を推進するとともに、民間のシェアサイクルと連携した実証実験を行います。
- ・コミュニティサイクルポートの新設を検討します。さらに、既存のレンタサイクル・コミュニティサイクルポートの改修や維持管理を行います。
- ・サイクルマップの配布などを行います。

■地域の実情に合った交通手段の検討・導入

- ・都市計画道路や駅前広場などの整備にあわせ、コミュニティバスの導入を検討していきます。
- ・区内の公共交通が不便な地域における移動環境の改善を進めていきます。
- ・「世田谷区地域公共交通会議」を活用し、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議していきます。



区の公共交通不便地域の状況

施策体系（続き）

【方針 2.1】歩行者と自転車の移動環境の確保

<施策内容の例>

■無電柱化の推進

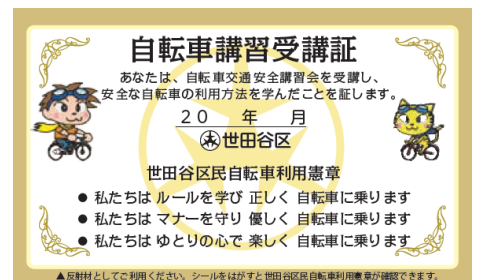
- ・都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出のため、「世田谷区無電柱化推進計画」及び「世田谷区無電柱化整備5ヵ年計画」に基づいて、無電柱化整備を推進します。

【方針 2.2】交通安全啓発の推進

<施策内容の例>

■交通安全教室の開催

- ・警察や学校、地域団体と協力・連携し、「交通安全宣言都市せたがや」区民のつどいを開催するとともに、春秋の全国交通安全運動、交通安全啓発活動に取り組みます。特に、高齢者が集まる機会の多い場を活用して、参加・体験・実践型の交通安全教室を実施するなど、高齢者に対する交通安全啓発を推進します。
- ・社会問題となっている「歩きスマホ」を防止する啓発活動に携帯電話事業者等と協働して取り組みます。
- ・小・中学校または地域において、警察や交通安全協会と協働して交通安全教室を開催し、「世田谷区民自転車利用憲章」の普及浸透をはじめ、自転車安全利用の啓発を進めます。
- ・自転車事故件数の多い20～40歳代の区民に対し、区内事業者、区内大学、子育て世帯などへの取り組みを通じて、重点的に自転車安全利用啓発を進めます。



自転車講習受講証

■自転車の保険加入の促進

- ・「区民交通傷害保険（自転車賠償責任プラン）」の普及促進を図ります。
- ・都条例改正による自転車保険加入の義務化（予定）にあわせ、自転車損害賠償保険への加入を総合的に促進します。

【方針 3.1】環境負荷の低い交通手段の利用促進

<施策内容の例>

■環境負荷の低い交通の利用の促進

- ・自家用車に依存しなくても暮らせる交通環境の整備を推進していくため、自家用車の利用抑制を区民と連携して進めていくとともに、環境にやさしい公共交通や自転車の利用を促進するためのPRを実施します。

【方針 3.2】自動車交通における環境負荷の軽減

<施策内容の例>

■環境負荷の低い自動車の利用の促進

- ・環境負荷が低く、災害時には非常用の電源として活用できる電気自動車や燃料電池自動車などのエコカーの導入、環境負荷が低く利便性が高い超小型モビリティなどの普及啓発を進めます。



区が公用車に導入した燃料電池自動車

交通まちづくり行動計画

「交通まちづくり基本計画」で示した各施策について、令和2年度（2020年度）から5ヵ年間の年度ごとの具体的な取り組みを示しています。

■お問い合わせ先

世田谷区 道路・交通計画部 交通政策課

電話：03-5432-2544（直通）

FAX：03-5432-3067